

第2節 北海道開発局設置の経緯

―戦後の緊急事態期の新たな希望―

北海道総合開発体制

1 北海道開発庁の設置

昭和20年8月15日、終戦を迎えた我が国経済は、領土の縮減、戦災による産業活動の極度の停滞、食糧難の深刻化、復員や引揚げによる人口の急増などにより著しい混乱状態にあった。

連合国の対日管理政策の下で、このような戦後の我が国経済を復興し、国民生活を安定させるためには、なによりも国内資源を開発し、食糧難の打開と人口問題の解決を図ることが急務とされ、広大な開発適地と豊富な資源を包蔵する北海道の開発が重要な国家的課題として大きくクローズアップされた。

しかし、昭和2年以来実施されてきた第2期拓殖計画（～21年度）は終戦とともに事実上中止となっており、北海道の開発は、その重要性が認識されながらも確固たる方針がないまま推移している状態にあった。

また、昭和21年11月3日に新憲法が公布され、郡県制度が大幅に改正された。これに伴い、北海道の開発は、戦前から中央においては内務省が、現地においては国の機関である北海道庁がこれに当たってきたが、新憲法では、我が国民主化の一環として大幅な地方自治権能の拡充、強化を図ることとしていたので、これに伴って北海道庁が地方自治体に改組されることとなった。

このため、従来の体制に代わる新たな行政機構を設ける必要があるとの機運が高まり、昭和21年10月24日、政府は、「昭和22年度予算編成方針に関する件」を閣議決定したが、この中で、特に北海道開発に関し、「北海道の重要性にかんがみ、その拓殖行政の所管に再検討を加えるとともに、拓殖計画の内容に重点的改革を加える」との方針を明らかにし、以降、北海道の開発事業を総合的に企画、実施する方針の下に開発行政機構の在り方を種々検討し、再三にわたって、閣議決定を重ねた。その間、北海道に関してのみ他府県と異なる特別の行政機構を設けることについての総司令部の反対や、当該行政機構で特定の事業を実施することについての各省の主張などもあり、種々の曲折を経て、ようやく昭和25年4月19日、第7回国会において「北海道開発法」（昭和25年法律第126号）が成立し、同年6月1日、「北海道開発庁」が発足したのである。

これによって、昭和22年12月の内務省の廃止に伴い、「開拓に関する事務」は農林省へ、「港湾に関する事務」は運輸省へ、「土木に関する事務」は建設省へとそれぞれ移管され各省の分割管理の下に置かれていた北海道開発行政が、再び総合的な体系をとることとなったのである。

しかしながら、新たに設置をみた北海道開発庁は、当初に構想された企画・実施官庁から後退して、事業実施の権限は農林、運輸、建設の各省の所掌するところとし、「北海道総合開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整にあたる」（北海道開発法第5条）ことをその所掌事務とする企画調整官庁にとどまることとなった。

2 北海道開発局の設置

北海道開発庁は、さきにも述べたように北海道開発に関する総合的な企画・実施官庁として構想されたものであるが、北海道開発法の制定過程で、その権限は次第に弱められ、開発事業の実施は、農林、運輸、建設の各省が所管し、現地においては、従前どおり、北海道がこれに当たることとされた。

当時、北海道には国費支弁の職員（地方事務官、地方技官等）が約3,200名配置され、また、開発事業の約8割を国費事業が占めていた。

しかも、北海道の開発は国策としてますます重要性を増しており、急速に開発の進展を図るため直轄事業を更に増加拡充しなければならない段階にあった。

しかし、これらの事業は、国の事業でありながら北海道知事が直接執行に当たるという、極めて変則的な事業執行形態がとられていることから、責任の所在に明瞭を欠くきらいがあり、開発事業の効率的な実施を期するためには、国自らの責任において事業を実施する体制を確立する必要があった。

そこで、北海道開発庁は、開発事業の実施体制について根本的な改革を行うために検討を重ね、北海道開発庁の地方支分部局として北海道開発局を設置し、国の直轄事業の実施を担当させる方針を固めた。

一方、農林省は、北海道における同省関係の事業を直轄で執行させるという意図の下に、北海道農林事務局又は北海道農林事務所を設置することを決定していた。

増田北海道開発庁長官は、農林省関係事業についてのみ分割して出先機関を設けることに強い反対の意向を示し、広川農林大臣始め関係閣僚と数次にわたる意見の調整を図り、関係各省大臣の指揮監督に属する総合的な事業実施機関を現地に設置することに意見の一致をみた。

この案は、昭和26年5月15日、「北海道における開発関係現地機関の整備要綱」として閣議決定された。北海道開発庁は、この閣議決定の趣旨に沿い、直ちに、現地に北海道開発局を設置することを骨子とする北海道開発法の一部を改正する法律案を取りまとめた。

この法律案は、昭和26年5月17日に閣議決定され、同年5月25日、第10回国会に提出された。

北海道開発局の設置が閣議決定されるや、各方面に大きな反響を与えた。現地北海道では、知事の諮問機関である北海道総合開発委員会が、なお十分に検討すべきである、との決議を行い、また、全国知事会議においては、慎重な考慮を加えられたい、との声明がなされるなどの動きが見られた。

このような情勢の下で、北海道開発法の一部を改正する法律案は、十分な配慮と慎重な審議を経て、昭和26年6月4日に可決・成立した。

ここに北海道開発事業の実施体制は大きく変化し、北海道開発事業のうち、国の直轄公共事業については、北海道開発局が実施に当たることとなった。

昭和26年7月1日、北海道開発局は、北海道から河川、道路、港湾、開発調査に従事していた地方官吏全員と開拓及び土地改良部門に属していた職員の大半の3,161名を引き継ぎ、これに建設省北海道営繕支局の職員85名を加えて3,246名（26年度中の行政整理による94名の減で、予算定員は、3,152名）の定員職員と2,027名の常勤職員をもって発足した。

北海道開発局は、当時の北海道開発法第12条第1項の定めるところにより、①開発計画の調査に関する事務を分掌すること、②公共事業費（航路標識その他政令で定めるものを除く。）の支

弁に係る国の直轄事業で、農林省（現農林水産省）、運輸省及び建設省の所掌するものの実施に関する
こと、③国費の支弁に係る建築物の営繕を行うこと、④公共団体等の委託に基づく建設工事等を行うこ
と等をその所掌事務とした。

なお、北海道開発局は札幌市に設置され、内部組織として、局長及び次長のほか、局長官房（総務課、
会計課、開発調査課）、建設部（道路課、河川課）、農業水産部（計画課、土地改良課、開拓課）、港
湾部（港湾計画課、港湾建設課）及び営繕部（建築課、設備課）が設けられた。

また、下部機関として、札幌、小樽、函館、室蘭、旭川、留萌、稚内、網走、帯広及び釧路の各開発
建設部並びに石狩川治水事務所が置かれるとともに、付属機関として土木研究所及び建設機械工作所が
置かれ、さらに、開発建設部等の事務の一部を分掌するため、114 か所の出張所、事業所等が置かれた。

このように、昭和 25 年の北海道開発法の制定及び翌 26 年の同法の一部改正によって、北海道総合開
発計画の立案及び事業実施の調整機関としての北海道開発庁、及び現地における国の直轄事業の総合執
行機関としての北海道開発局という北海道総合開発を強力に推進する開発行政機構の誕生をみたのであ
る。